

人間ドックのご案内

年に一度健康チェックを受けましょう！

ふだん自分の健康に自信がある人でも、働き盛りや人生の円熟期にさしかかると、心臓病、糖尿病などの生活習慣病を発症しやすくなってきます。

西宮市では被保険者の皆様の健康増進、また病気の早期発見や予防を目的として、人間ドック受診費用の助成を行っております。

1. 受診費用助成の対象となる人

国民健康保険 下記の(1)～(4)のすべてに該当する人

- (1) 受診年度の4月1日における加入者で、受診日まで引き続き西宮市国民健康保険に加入している人
- (2) 受診年度中に40歳～75歳になる人(75歳の誕生日の前日までの受診に限ります)
- (3) 人間ドックを受診する年度の前年度までの西宮市国民健康保険料を滞納していない人(ただし人間ドックを受診する年度の5月31日までの申請に対しては、人間ドックを受診する年度の前々年度までの西宮市国民健康保険料を滞納していない人)
- (4) 受診年度の特定健康診査(以下、特定健診)の対象となる人*で、特定健診を受診していない人

* 前年度の西宮市特定健診(または人間ドック)を受診し、健診結果を受領していない人は結果受領後に、また、前年度の健診結果により特定保健指導に該当した人は、指導終了後に助成対象となります。受診券は随時送付します。

後期高齢者医療 下記の(1)～(3)のすべてに該当する人

- (1) 受診日時点で西宮市の兵庫県後期高齢者医療広域連合の被保険者
- (2) 人間ドックを受診する年度の前年度までの西宮市後期高齢者医療保険料を滞納していない人(ただし人間ドックを受診する年度の6月30日までの申請に対しては、人間ドックを受診する年度の前々年度までの西宮市後期高齢者医療保険料を滞納していない人)
- (3) 受診年度の西宮市長寿(後期高齢者)健康診査(以下、長寿健診という)の対象となる人で、長寿健診を受診していない人

- ※ 人間ドックを受診した人は、特定健診^注または長寿健診を受診したことになります。
- ※ 同一年度内で人間ドックと特定健診もしくは長寿健診の両方を受診することはできません。
- ※ 助成を受けられるのは1年度に1回限りです。
- ※ 人間ドックの受診費用助成申請後であっても、助成要件を満たさなくなった場合、費用の助成ができなくなりますのでご注意ください。また、人間ドックを受診した後に助成要件を満たしていなかったことがわかった場合、助成費用額を返還していただきます。

注 特定健診は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的とした健診です。健診結果に基づき、生活習慣病のリスクからレベル別に「特定保健指導」の対象者を選定し、保健指導を実施します。また健診の結果、生活習慣病重症化予防にかかる保健指導の対象となった人には、委託している保健指導業者の専門スタッフからご連絡させていただきます。あらかじめご了承ください。

2. 受診費用助成申請ができる場所

- (1) 西宮市国民健康保険課または西宮市高齢者医療保険課
- (2) 鳴尾支所
- (3) 瓦木支所
- (4) 甲東支所
- (5) 塩瀬支所
- (6) 山口支所
- (7) アクタ西宮ステーション

- ※ 市民サービスセンターでの取り扱いはできません。
- ※ 申請までに受診機関に予約をしてください。
- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、特例として郵送での申請に対応しています。詳細は国民健康保険課 保健事業チーム(0798-35-3115) 高齢者医療保険課 管理チーム(0798-35-3994)まで。

3. 受診費用助成申請に必要なもの(国民健康保険／後期高齢者医療)

- (1) 国民健康保険被保険者証／後期高齢者医療被保険者証
- (2) 特定健診 受診券／長寿健診 受診券

※ 特定健診及び長寿健診の受診券は4月下旬以降に発送します。受診券を受け取るまでに申請される場合は被保険者証のみ必要です。

4. 申請手続きの流れ

- (1) ご希望の受診機関に電話または窓口訪問し、コースと日時を事前に予約してください。
- (2) 必ず受診予定日の2週間前までに、被保険者証および特定健診(長寿健診)の受診券をお持ちになり、「2.受診費用助成申請ができる場所」で受診費用助成申請を行ってください。
- (3) 資格等の審査の上、人間ドック受診費用助成券を発行します(市役所本庁舎 国民健康保険課または高齢者医療保険課で申請した人には窓口でお渡しします。それ以外の人には自宅へ郵送します)。また、受診に必要な問診票等は、別途受診機関から郵送されます。

5. 受診の予約先

	電話	予約方法	受付時間(祝日・休日除く)
西宮市立中央病院 (林田町8-24)	0798-64-1515	電話又は窓口	月～金 9:00～16:00
西宮市医師会診療所 (染殿町8-3 西宮健康開発センター4階)	0798-26-9497	電話又は窓口	月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:00
北口保健福祉センター検診施設 (北口町1-1 アクタ西宮 西館5階)	0798-61-7133	電話のみ	月～金 8:45～17:15
高田上谷病院 (山口町上山口4-26-14)	078-903-3333	電話又は窓口	月～金 9:00～16:00
谷向病院健診センター (今津水波町6-30)	0798-33-0356	電話又は窓口	月～土 11:30～17:00

6. 受診費用と自己負担額

別紙のとおり

※令和4年度中に75歳になられる人は、後期高齢者医療制度加入後、上記と同じ受診コースでも自己負担額が増額する場合があります。問合せは高齢者医療保険課(0798-35-3994)へ

○問合せ先 <国民健康保険加入者> 国民健康保険課 保健事業チーム 0798-35-3115
<後期高齢者医療制度加入者> 高齢者医療保険課 管理チーム 0798-35-3994